

事 務 連 絡
令和2年2月13日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の
感染予防対策について（依頼）

新型コロナウイルス等に係る感染予防対策については、「新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）（令和2年2月7日付け事務連絡）」において、従業員及び利用者等への周知の協力について依頼しているところですが、感染の予防にあたっては、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いが効果的であるとされております。

バスの待合所やバスターミナルは多数の人が集まる場であることから、これらの施設にアルコール消毒液を設置するなど、バス利用者の感染予防対策に引き続き取り組んでいただきますよう、貴傘下会員に対し依頼をお願いいたします。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

事務連絡
令和2年2月25日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の
感染予防対策について（要請）

バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等に係る感染予防対策については、「バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策について（依頼）（令和2年2月13日付け事務連絡）」において、アルコール消毒液の設置などの取組をお願いしているところです。また、「新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）（令和2年2月7日付け事務連絡）」により、従業員及び利用者に対する感染症対策の周知をお願いしているところです。

しかしながら、公共交通機関の利用者に感染が判明する等、懸念すべき状況が続いております。感染拡大の防止という観点から、人込みの多いところを避ける行動などが推奨されており、学校や企業、社会全体においてテレワークや時差通勤を行うことも有効な手段であります。

つきましては、下記を参考に、バス利用者等に対し、バスの待合所やバスターミナルでの構内放送、要請内容の掲示等により、手洗い励行、マスク着用、咳エチケットなどの感染症対策の周知徹底に加え、テレワーク、時差通勤等の呼びかけを行うよう、貴傘下会員にも協力依頼をお願いいたします。

記

（放送文案（例））

-国土交通省、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです-
バス車内での感染リスクをおさえるためには、車両混雑を緩和することが有効です。乗客の皆様におかれましては、テレワークや時差通勤の取組にご協力をお願いします。また、手洗い、マスク、咳エチケットなどの感染症対策にもご協力をお願いします。

事務連絡
令和2年4月15日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて（要請）

バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等に係る感染予防対策としては、「バスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策について（要請）（令和2年2月25日付け事務連絡）」において、バス利用者等に対し、バスの待合所やバスターミナルでの構内放送、要請内容の掲示等により、手洗い励行、マスク着用、咳エチケットなどの感染症対策の周知徹底に加え、テレワーク、時差通勤等の呼びかけを行うよう、お願いしているところです。

今般、緊急事態宣言が発出され、まん延防止の観点から、都道府県を跨いで移動することは、不要不急な場合を除き極力避けることが必要とされています。特に、緊急事態措置が実施されている7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）から他の地域に移動することは厳に控える必要があります。

つきましては、下記を参考に、バス利用者等に対し、感染症対策や時差通勤等の周知徹底に加え、7都府県から他の地域への不要不急の移動を控える呼びかけを行うよう、貴傘下会員への協力依頼をお願いいたします。

記

（放送文案(例)）

-国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです-

「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、緊急事態宣言が出された7都府県から他の地域への、旅行や帰省などの移動は、真に必要な場合を除いて、控えていただきますようお願いいたします。また、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策や、テレワーク、時差通勤の取組にも、引き続きご協力をお願いいたします。」

事務連絡
令和2年4月17日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

緊急事態宣言を受けたバスの待合所やバスターミナルにおける新型コロナウイルス等の感染予防対策の呼び掛けについて（再要請）

今般、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置の対象区域が全ての都道府県に拡大され、まん延防止の観点から、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、都道府県を跨いで移動することは、不要不急な場合を除き極力避けることが必要とされております。

令和2年4月15日付け事務連絡において、バス利用者等に対し、4月7日付けで緊急事態措置の対象区域とされた7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）から他の地域への不要不急の移動を控える呼びかけを行うよう要請したところですが、上述の対象区域の全国への拡大を踏まえ、下記を参考に、全ての都道府県のバスの待合所やバスターミナルにおいて、構内放送、要請内容の掲示等により、バス利用者等への呼びかけを行っていただきますよう、貴傘下会員への協力依頼を改めてお願いいたします。

記

（放送文案(例)）

－国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです－

「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、都道府県を跨ぐ、旅行や帰省などの移動は、真に必要な場合を除いて、控えていただきますようお願いいたします。また、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策や、テレワーク、時差通勤の取組にも、引き続きご協力をお願いいたします。」

事務連絡
令和2年4月21日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長
旅客課長

新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について（再要請）

貴協会の傘下会員の皆様におかれましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出及び基本的対処方針の策定を踏まえ、業務継続のための体制を整備し、地域住民等の移動手段を確保いただいておりますこと、感謝申し上げます。

他方、新型コロナウイルスの感染者数が全国的に増加していることを踏まえ、貴協会の傘下会員の皆様に対し、運転手・乗務員に対する咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用、始業点呼時における検温等による体調確認の徹底、車内換気の実施に加えて、バス利用者への感染防止対策の呼び掛けについて、引き続き着実に実施いただきますよう、重ねて要請をお願いいたします。

特に、車内での3密の回避の取組の実施に当たっては、下記に十分ご留意いただきますよう、傘下会員への周知をお願い申し上げます。

記

1. エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うに際し、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用できるよう配慮すること。なお、エアコンによる内気循環は、感染リスクがあることから避けること。
2. 各事業者においてバスの利用状況等を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努めること。また、運転席に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努めること。

事務連絡
令和2年11月4日

公益社団法人日本バス協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

バス車内における外気導入による換気の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染防止対策については、これまで、運転者・乗務員に対する咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用、始業点呼時における検温等による体調確認の徹底、車内換気の実施等を要請してきたところです。

特に、バス車内での感染防止のためには、夏季・冬季にかかわらず、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気が不可欠です。また、長距離・長時間の運行が行われる高速乗合バスや観光バスにおいては、運行中の換気に加えて、停車中の換気についても下記の通り取り組んでいただくよう、傘下会員への周知をお願いいたします。

記

1. 観光地への立寄り等により乗客全員が降車する際は、降車後にバス車内の窓を一定時間開放すること。
2. トイレ休憩時等において乗客の一部がバス車内に残っている際は、エンジンを切らずに、エアコンにより外気を導入し、車内換気を継続すること。

事務連絡
令和3年4月27日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

バス車内における感染防止対策の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、4月23日付で改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する更なる対策強化を図ることとされているところです。

この点、多数の乗客が利用するバス車内における感染を防止するためには、バス車内における飲食についても対策を講じる必要があります。

これまで、貸切バスについては、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づく対策が講じられてきたところですが、乗合バスを含めて、全てのバスについて、車内における感染防止の徹底のため、下記の取組を講じていただきますよう、傘下会員への周知をお願いいたします。

記

1. バス車内における飲酒は禁止とすること。
2. バス車内における食事についてもできる限り避けるよう、利用者に協力依頼を行うこと。